別紙１

販売する高圧ガスの種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ガスの区分 | 販売主任者を選任する必要のある高圧ガス | 販売主任者を選任する必要のない高圧ガス |
| １ | 冷凍設備内の高圧ガス |  |  |
| ２ | 液化石油ガス |  |  |
| ３ | 特殊高圧ガス |  |  |
| ４ | 可燃性・毒性ガス |  |  |
| ５ | 毒性ガス |  |  |
| ６ | 可燃性ガス |  |  |
| ７ | 酸素 |  |  |
| ８ | その他のガス |  |  |
| ９ | 不活性ガス |  |  |

別紙１の記入要領

注１：混合ガスの成分に「販売主任者を選任する必要のある高圧ガス」が含まれる場合は、「販売主任者を選任する必要のある高圧ガス」に属するものとみなす。

注２：貯蔵するガスは、ガス名に下線を引く。

注３：圧縮、液化の別は、不要とする。

注４：ガスの名称は、単体ガス、二種混合ガス、三種混合ガス‥‥の順に記入する。

注５：混合ガスの場合は、成分割合を％又はppmで表示すること。また、ベースガス表示をする場合は、当該ベースガスの単位表示を省くことができる。

　　　　例）（酸素＋アルゴン1ppm～30％）

注６：混合ガスの種類が多い場合で上記表内に記載できない場合、「不活性ガス」に限り、包括記載することができる。

　　　　例）（不活性ガス＋酸素1ppm～50％）

（不活性ガス＋モノシラン1ppm～5％）

ただし、保安上危険性がある混合ガスの包括記載はできない。

注７：混合ガスの成分に「販売主任者を選任する必要のあるガス」が２以上の区分に該当するときは、ガスの性質上危険性が高い方に記載する。

危険度分類の順

特殊高圧ガス＞可燃性・毒性ガス＞毒性ガス

＞可燃性ガス＞酸素＞その他のガス＞不活性ガス

注８：液化石油ガスとは、炭素数３又は４の炭化水素を主成分とするものをいう。

注９：販売する高圧ガスの種類は、「冷凍設備内の高圧ガス」、「液化石油ガス」及び「不活性ガス」については、ガスの区分とする。それ以外の区分は、高圧ガスの種類ごとに記入する。（記入例を参照のこと。）

注10：その他のガスには、空気、六フッ化硫黄があり、ガスの区分に属さないガスをいう。

７別紙１の記入例

販売する高圧ガスの種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  ガスの区分 | 販売主任者を選任する必要のある高圧ガス | 販売主任者を選任する必要のない高圧ガス |
| １ | 冷凍設備内の高圧ガス |  | 冷凍設備内の高圧ガス |
| ２ | 液化石油ガス | 液化石油ガス |  |
| ３ | 特殊高圧ガス | (不活性ガス＋モノシラン１ppm～５％) |  |
| ４ | 可燃性・毒性ガス | アンモニア | 酸化エチレン（炭酸ガス＋酸化エチレン　１％～３０％） |
| ５ | 毒性ガス | 塩素 | ブロムメチル |
| ６ | 可燃性ガス | アセチレン、水素（アセチレン＋液化石油ガス0.1％～30％） | エチレン |
| ７ | 酸素 | 酸素（不活性ガス＋酸素１ppm～50％） |  |
| ８ | その他のガス |  | 空気六フッ化硫黄 |
| ９ | 不活性ガス |  | 不活性ガス |